

第174回国会提出予定法案の概要

厚生労働省

- | | | | |
|--------|--|---|----|
| ① | 雇用保険法の一部を改正する法律案 | … | 1 |
| ※ ② | 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（仮称） | … | 2 |
| ※ ③ | 介護保険法施行法の一部を改正する法律案 | … | 3 |
| ※ ④ | 雇用保険法等の一部を改正する法律案 | … | 4 |
| ※ ⑤ | 医療保険制度の安定的な運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称） | … | 5 |
| ※ ⑥ | 児童扶養手当法の一部を改正する法律案（仮称） | … | 6 |
| ⑦ | 企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（仮称） | … | 7 |
| ⑧ | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 | … | 8 |
| ⑨ | 予防接種法の一部を改正する法律案（仮称） | … | 9 |
| （継続法案） | | | |
| ① | 独立行政法人地域医療機能推進機構法案 | … | 10 |

雇用保険法の一部を改正する法律案の概要【補正予算関連】

雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における国庫負担として3500億円を追加する措置を講ずるとともに、平成23年度以降について国庫負担を本則(1/4)に戻す旨を規定する。

国庫負担の特例措置

- 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、**21年度補正予算で3500億円の一般財源を投入**
- 雇用保険の国庫負担については、22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

<参考>

- 失業等給付に係る国庫負担割合は、平成19年度から、暫定措置として、法律の本則(1/4)の55%(13.75%)とされているところ。
- 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(12月8日閣議決定)において、
 - ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引き上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。
 - ・ 平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。とされたところ。

施行日:公布の日

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案(仮称)の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもに子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

- (1) 中学校修了までの子ども一人あたり、月額1万3000円の子ども手当を支給する。
- (2) 子ども手当の支給等の事務は市区町村が行う。ただし、公務員に係る子ども手当は所属庁から支給する。
- (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。

上記以外の費用については、全額を国庫が負担する。

- (4) その他所要の規定の整備

施行日

平成22年4月1日

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（概要）

- 介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者について講じている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について当分の間延長するもの。

1. 現行の経過措置

- 対象者
介護保険法施行日（平成12年4月1日）前に措置により特別養護老人ホームに入所していた者
- 負担軽減の内容
利用料、居住費及び食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、利用料、居住費及び食費の負担を軽減

$$\text{負担合計額} = \frac{\text{利用料（介護費用の10\%）}}{\text{厚生労働大臣が定める割合（5\%、3\%、0\%）}} + \frac{\text{食費} + \text{居住費}}{\text{厚生労働大臣が定める金額}} \quad \begin{array}{l} \text{※食費：390円/日、居住費：320円/日} \\ \text{※食費：390円/日} \\ \text{居住費：0円/日} \end{array}$$

※食費・居住費の額は、年金収入42万円、多床室に入居の場合

- 実施期間
平成22年3月31日まで

2. 現在の状況及び改正内容

現在の状況

- 経過措置の終了により負担増になる者が、平成21年6月末時点で、**約2万人**入所している。
- 対象者の内訳は、約4割が90歳以上の高齢、約9割以上が基礎年金収入以下の低所得、約7割が要介護度4以上の重度の方であり、**経過措置終了に伴う負担増により施設利用の継続が困難になることが考えられる。**

改正内容

- 現行の負担軽減措置の実施期間を**当分の間延長**する。

3. 施行期日

公布の日（日切れ法案：現行の経過措置が終了する平成22年3月31日までに施行する必要。）

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要【当初予算関連】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

<現行> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

<改正案> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

{ 失業等給付に係る保険料率(労使折半)の引下げ(告示)
・原則16/1000のところ12/1000に引下げ(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000)}

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

医療保険制度の安定的な運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概要

I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長
 - ・ 「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
 - ・ 都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての指針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
 - ・ 一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(22年度で労使年間2.2万円の保険料軽減)

- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
- ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
- ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・ 後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する

施行期日 平成22年4月1日

○ 国保や後期高齢者医療制度の保険料について、賦課期日(4月1日)までに、賦課の前提となる財政支援措置を確定させておく必要がある。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(仮称)の概要

趣旨

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること。

概要

1. 児童扶養手当の父子家庭への支給

現行、支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

2. 施行期日等

(1) 施行日

平成22年8月1日

(2) 経過措置等

- ・ 請求の手續等について所要の経過措置を設ける。
- ・ 児童扶養手当法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第48号)等について所要の改正を行う。

企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(年金改善法案)

<趣 旨>

国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、年金制度の改善等を図るため、企業型確定拠出年金において加入者の掛金拠出を可能とすることや、国民年金保険料の納付可能期間を延長する等の措置を行う。

1. 確定拠出年金法の一部改正（平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む）

- ① 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援。
- ② 加入資格年齢の引上げ(60歳→65歳)を可能とし、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ③ 住基ネットからの情報取得を可能とし、制度運営上の改善を図る。(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)

2. 厚生年金保険法・確定給付企業年金法の一部改正

- ① 近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、改善措置を講ずる。
 - ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける
(※ H17年度からH20年度まで、同様の措置を講じている)
 - ・ 事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合は、積立不足を解消するための掛金の一部を拠出する義務が事業主にある旨を明確化する

3. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。
- ② 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

4. 施行日

平成23年4月1日(予定)

(ただし、1の①は平成24年1月1日施行、3の①は平成23年度中、1の②は平成24年4月1日施行とする予定。)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の改正について

※ 労働政策審議会答申をもとに、以下のような内容の法案を準備中。

常用雇用以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

← いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止
- ・ 製造業務派遣の原則禁止
- ・ 日雇派遣（日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

← 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の期間を定めて雇用される派遣労働者の無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金改定等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

← 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称及び目的に「派遣労働者の保護」を明記する

施行予定期日：公布の日から6か月以内の政令で定める日（登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日（一部暫定措置有り））

予防接種法の一部を改正する法律案（仮称）概要

今後、発生が懸念される新たな新型インフルエンザ等の感染症に対応するため、今般の新型インフルエンザ予防接種事業の実施状況等を踏まえ、所要の規定を整備する。

改正案の概要

- I 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)のように感染力は強いが国民に接種の努力義務を課すほどではないものに対応するよう、新たな臨時接種の枠組みを設けること
- II I の新たな臨時接種を含め、臨時接種の実施体制を見直すとともに、臨時接種に要するワクチンの円滑な供給等に係る所要の規定を整備すること
- III その他

施行期日

公布の日から施行

検討規定

◎新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 附則（抜粋）
（検討）

第六条 政府は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）に係る予防接種の在り方、当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案のポイント

① 法案の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院については、国から（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されて運営しているが、地域医療に貢献しつつ安定的な運営が図られるよう、病院売却を進めるという従来の方針を転換し、RFOから引き継いで新たな受皿となる（独）地域医療機能推進機構を設立する。

② 新法人の概要

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
業務 現在の社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の3グループ全体を対象とし、新たな機構が保有し運営する病院として位置付ける。

③ 新法人の設立等

- ・ 機構の設立時期は平成23年4月1日とし、それまでの間はRFOの存続期限を延長する。
- ・ 船員保険病院については、法案成立後に、RFOに出資する。
- ・ 機構は、設立の際に、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院をRFOから承継する。
- ・ 機構は、平成25年3月31日までを準備期間として、それまでの間は病院の運営を従来の特例民法法人に委託して行う。

④ その他

- ・ 新たな国民負担（税・保険料）は求めない。
- ・ これまで国から委託を受けて運営してきた社会保険関係団体の改革を行う。
- ・ 5年後を目途に機構の在り方について検討を行う。